

平成 23 年度 第 23 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 12 月 6 日（火）19 時 24 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○記者

23 年度税制改正の積み残し事項の整理についてという紙がありましたけれども、これは基本的にこの紙のとおりで了承されたという理解でいいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

ほぼ了承されたと受け止めていいと思います。大きな異論はなかったと思います。ただ、温対税のところについて、このままでというのと、それから、農水省の森林吸収源を入れてほしいというところがありましたので、若干その部分については会長・会長代行に上げさせていただきますと言ったわけですが、方向性としては大体了承されたと、大きな異論はなかったと解釈いたしております。

○記者

そうしますと、温対税に関しては、会長・会長代行のプロセスは明日にも行うということなのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

明日はありません。

○記者

24 年度改正の、今日議論のあった固定資産税、軽油引取税ですけれども、この辺りは今後決着に向けて、どのようなプロセスを踏んでいくのでしょうか。

○黄川田総務副大臣

固定資産税の関係も、ちょっと難儀しておりますので、しかしながら、もう時間がないという中で、着地点を今、また今日の議論も踏まえて速やかに結論を出さなければいけないと思っておりますし、軽油引取税についても、今日様々な議論をいただきまして、基本的には税をかけるというのが、公用だろうが、民間だろうが、これは基本なのでありますけれども、いずれ近々また予算編成の中で増税を、国税・地方税ともきちっと配分しなければいけないということがありますので、これも今日の議論を踏まえて速やかな結論を出さなければいけないと思っております。ただ、我々は副大臣、政務官でありますので、大臣ともよく相談しなければいけないと思っております。

○記者

車体についても関係大臣や会長・会長代行の会合を持って、収束を図っていくというお話でしたけれども、この辺り、具体的な日程はどうなっているのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まだ、具体的な日程は承知しておりません。方向性だけでございます。

○記者

温対税についてなんですが、条文を特に書き換えずに出し直した場合、今年の10月に創設という予定が出ていたと思うんですけども、来年の10月という形になるんでしょうか。その導入時期についてお考えはございますか。

○五十嵐財務副大臣

それはまだ決まっておりませんが、常識的には1年ずれるかなと思います。

○記者

温対税のところは、他の税目と違って、来年の税制改正に盛り込むかとかは書いていないわけですが、今日の議論を踏まえて、使途はともかく、時期としては、この平成24年度改正に織り込む方向ということでよいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

党の要望がそのような方向性でございますので、党の要望を織り込んで、なお会長・会長代行で引き取らせていただいて、調整を行った上で全体会合に報告をいたしたい、こういうことでございますので、方向性としてはおっしゃったことで間違いはないかと思いますが、まだ若干残るところはあるかと思えます。

○記者

平成23年度改正で積み残されて、平成24年度改正に復活したものは、基本的に来年度の与野党協議等で成立の可能性があるということで復活したということでよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

基本的には、これは与野党協議の感触を踏まえてということですから、その与野党協議の中で、例えば団体の会費については除くとわざわざ言っているところは大体おわかりになると思いますが、そういう感触を踏まえて、御示唆をいただいた民主党税調の考え方に沿ってやるということでございますので、ひっくり返せば可能性が大きいものは入れさせていただいたということだと思います。

[閉会]